

平成29年3月22日

会 員 各 位

東京土地家屋調査士会  
業 務 部

## 登記手続のオンライン利用における利用者満足度に関する アンケート結果について（お知らせ）

このたび日本土地家屋調査士会連合会から、別紙のとおり、昨年12月から本年2月にかけて実施された、標記アンケートの調査結果の提供がありましたので、参考までにお知らせ致します。

なお、当該アンケートは、法務省からの依頼に基づき、同連合会を経由して、全国の土地家屋調査士会からそれぞれ6名の会員を抽出して実施されたものであることを、申し添えます。

日調連発第329号  
平成29年3月22日

各土地家屋調査士会長 殿

日本土地家屋調査士会連合会長

登記手続のオンライン利用における利用者満足度に関するアンケート  
結果について（参考送付）

当連合会の会務運営につきましては、ご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、本年1月5日付け日調連発第262号をもってご協力いただきました標記アンケートについては、貴会からの回報を法務省民事局民事第二課に提出し、この度、同課から別添の結果報告の提供がありましたので、参考までに送付します。

# 登記手続のオンライン利用における利用者満足度に関するアンケート結果報告

## 1 アンケートの概要

本アンケートは、世界最先端 I T 国家創造宣言（平成 28 年 5 月 20 日閣議決定）及びオンライン手続の利便性向上に向けた改善方針（平成 26 年 4 月 1 日各府省情報化統括責任者連絡会議決定）において、オンライン手続の利便性の向上を図るとされていることから、利便性向上に係る一指標として利用者満足度を把握し、今後の取組の参考とするため、主な利用者である資格者代理人に対して実施したものである。

### (1) 対象

全国の司法書士会からそれぞれ 6 人に依頼（300 人）

全国の土地家屋調査士会からそれぞれ 6 人に依頼（300 人）

### (2) 実施期間

平成 28 年 1 月 15 日に日本司法書士会連合会及び日本土地家屋調査士連合会に依頼し、平成 29 年 2 月 10 日までに回収

### (3) 内容

別添「アンケート」のとおり

## 2 アンケートの結果

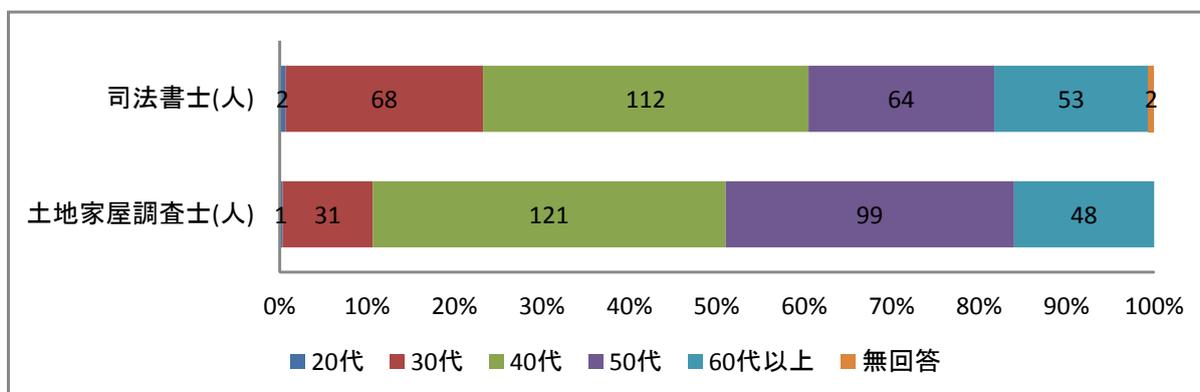
### (1) 回答人数等について

司法書士 301 人

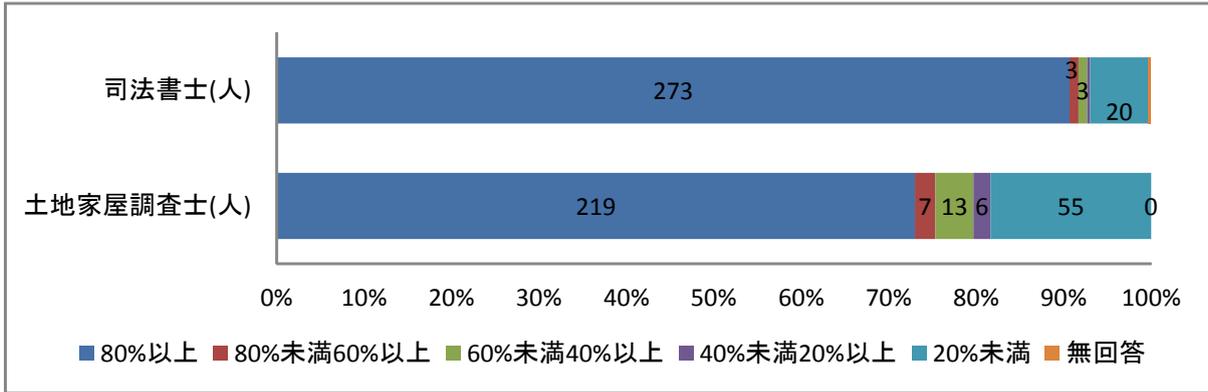
土地家屋調査士 300 人

回答者の年齢層としては、司法書士、土地家屋調査士ともに 40 代が最も多く、次いで司法書士については 30 代、土地家屋調査士については 50 代が多いものとなった。また、回答者のオンライン手続の利用頻度は高く、登記事項証明書についても、登記申請についても、利用頻度 80% を超える者が多数を占めるものとなった。

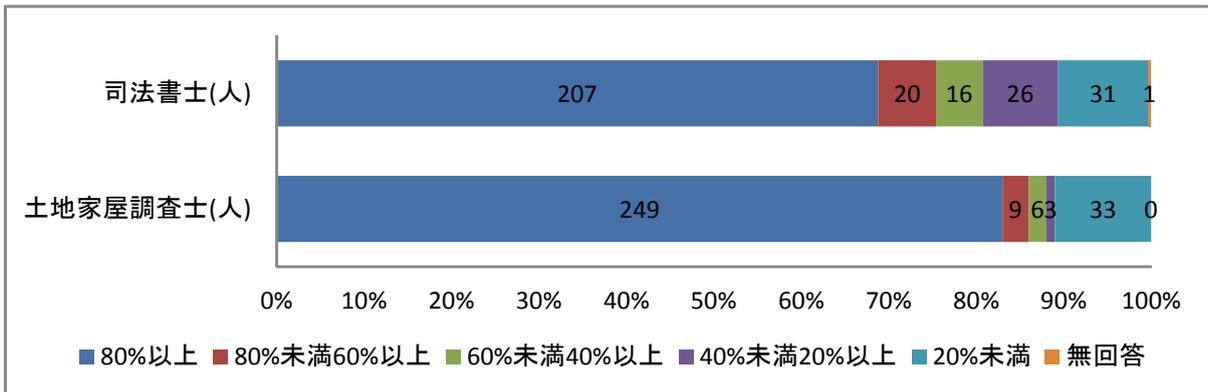
### ○年齢内訳（問 1）



○オンライン手続の利用頻度（登記事項証明書等の交付請求）（問2(1)）

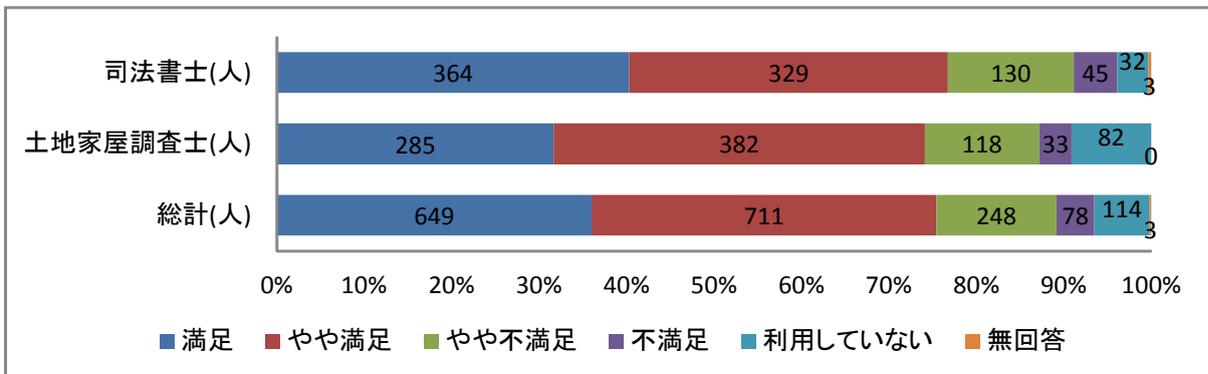


○オンライン手続の利用頻度（登記申請）（問2(2)）



(2) 満足度について（問3）

回答者の登記情報提供サービス，オンラインによる登記事項証明書等の交付請求及びオンラインによる登記申請の満足度に係る回答数を集計した結果，次のとおりとなった。  
 （参考：平成22年度に「登記情報システム業務・システム最適化計画」の実施評価報告書の作成に際して行った調査結果は76.40%であった。）



	1 満足	2 やや満足	3 やや不満足	4 不満足	5 利用していない	無回答	総計
司法書士会	364	329	130	45	32	3	903
土地家屋調査士	285	382	118	33	82	0	900
計	649	711	248	78	114	3	1803
	36.0%	39.5%	13.8%	4.3%	6.3%	0.1%	—

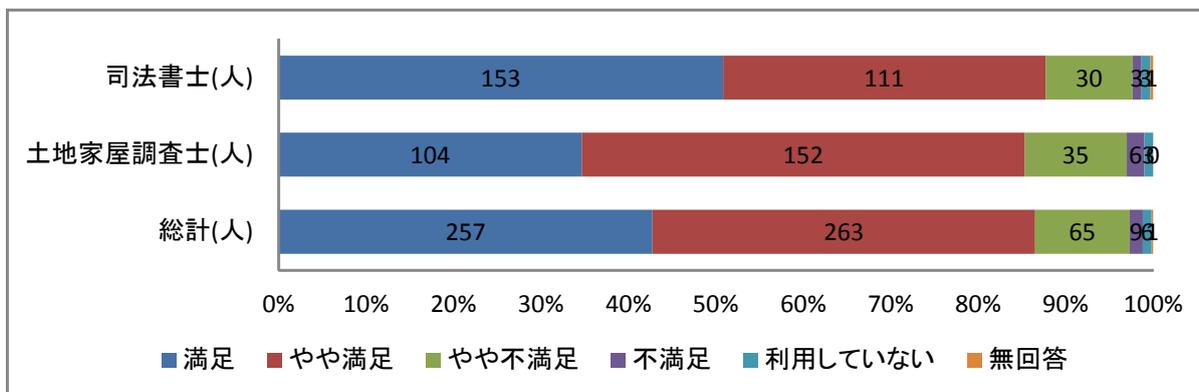
1 + 2 = 1, 360 (a)

1 + 2 + 3 + 4 = 1, 686 (b)

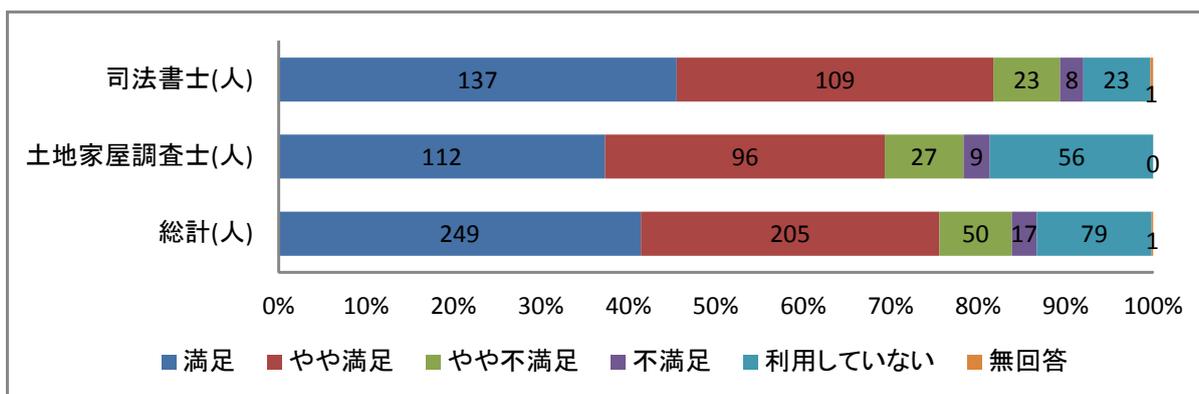
a / b = 80.66% (満足度)

なお、手続別の回答の内訳は、次のとおりであった。登記情報提供サービスの満足度が最も高く(87.54%)、次いで登記事項証明書の交付請求(87.14%)、登記申請と続いた(67.60%)。

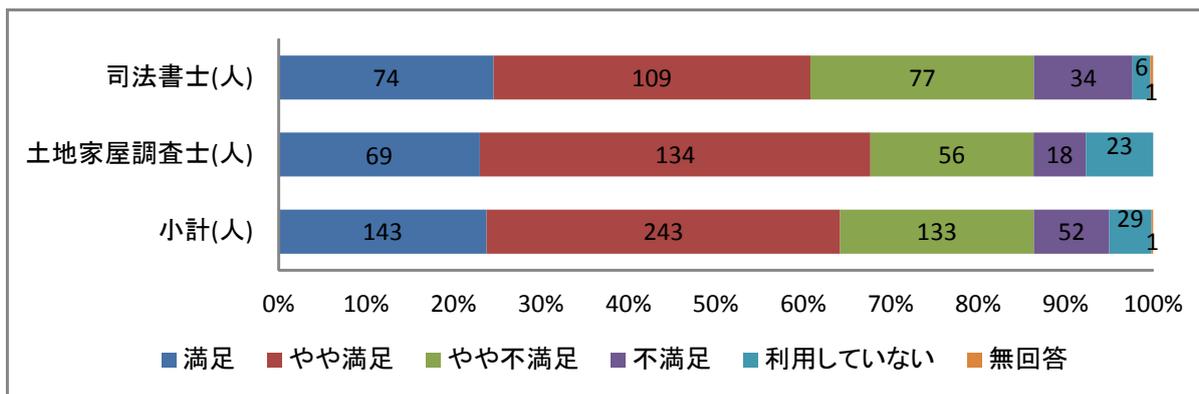
#### ○登記情報提供サービス



#### ○オンラインによる登記事項証明書の交付請求



#### ○オンラインによる登記申請



(3) 自由記述意見について

アンケートの自由記述欄に記載されたもののうち、主な意見については次のとおりであった（満足度を質問した問3及び各手続についてより使いやすい手続にするための意見を求めた問5の自由記述欄に記載された意見についてまとめている（単なる感想を除く。）。文末の（ ）内は、回答者の資格及び当該手続に関する満足度の回答又は手続分類である。）。

ア 登記情報提供サービス（問3(1)、問5(1)）

閲覧することができる情報の範囲に関する意見

- ・閲覧できる資料の全てを請求できるようにしてほしい。（調査士／問3・やや満足）
- ・閉鎖されていないものはすべて入力して出力できるようにしてほしい。（調査士／問3・やや不満足）
- ・閉鎖された登記簿や台帳、旧図、地積測量図も閲覧できると更に便利。（調査士／問3・やや不満足）
- ・地図の付属書類（面積計算書、基準点成果等）の提供もほしい（調査士／問3・やや不満足）
- ・不動産登記情報において、持分のみの情報が取得できれば、満足の回答になります。（司法書士／問3・やや満足）
- ・敷地権の目的である土地等、閲覧できないものを少なくして欲しい。（司法書士／問3・やや満足）
- ・共有者が多い土地（非敷地権の区分建物の底地等）につき、所有者を特定し、その情報だけを取得できるようにして欲しい。（司法書士／問3・やや満足）
- ・一部事項証明書が取得できるように改善してほしい。（司法書士／問3・満足）
- ・何区何番事項の登記情報も取得できるとなお良い。（司法書士／問3・やや満足）
- ・改正不適合物件に関する所在、地番、家屋番号の情報提供をお願いしたい（司法書士／問3・やや不満足）
- ・前所有者の登記情報が見れないことが不満。（調査士／問3・やや満足）
- ・共担物件が登記中の場合、取得できない（司法書士／問3・やや満足）
- ・多数者の共有不動産（道路等）について、ある共有者に関する登記手続き中であっても、登記手続きがなされていない他の共有者については、共有者を指定すれば登記情報の提供が受けられるようにしてほしい。（司法書士／問3・やや満足）
- ・土地区画整理の換地登記間もない土地について、地図請求ができない場合がある。（調査士／問3・満足）
- ・一部取得できない登記記録がある。ファイルサイズ等の物理的な制限をなくしてほしい。（調査士／問3・やや満足）
- ・時間制限がある。分筆筆数の多い地積測量図を取得できない。全部事項が取得出来ない場合の具体的理由（改製不適合物件の場合など）は、その旨がわかるようにしてほしい。（調査士／問3・やや満足）
- ・乙区の抹消事項がすべて表示されて一覧性に欠ける。（調査士／問3・満足）
- ・公図をもっと容易に取得できるようにして欲しい。現状では、字が異なる隣地の公図は地番調査を行わない限り取得できない。（司法書士／問3・やや満足）
- ・地番区域見出しに隣接する大字名などが入るとさらに便利になる。（調査士／問3・やや満足）
- ・建物の登記情報を土地から検索する場合に、建物が分筆前、合筆前の土地上に建っている物件の検索方法（例えば、土地と同一所有者など）の改善をお願いしたい（調査士／問3・やや満足）

- ・分筆登記の予定地番を調べたいときに、過去の閉鎖された地番が確認できると助かる。  
(調査士／問3・満足)

#### 情報の精度に関する意見

- ・地積測量図について、横方向に伸びている図面が多々あり、その図面について、法務局へ報告などの手間が面倒である。一般の方が伸びた図面を取得したときのことを考えると怖いです。(調査士／問3・やや不満足)
- ・地図・地積測量図の精度を原図に近づけてほしい。(調査士／問3・やや満足)
- ・公図の閲覧に困惑してます。表示の仕方が非常に無責任です。閲覧する土地の隣接の一筆の全部は明確に表示するべきものです。(調査士／問3・やや満足)
- ・測量図が100%閲覧できなかつたり、データのだぶりがある。表示・保存可能期間が短いため。(調査士／問3・やや不満足)
- ・地図(公図も含め)の筆界線が不明瞭な場合がある。(調査士／問3・やや満足)
- ・地図上の隣接小字がわかりにくい場合、地番探索が困難。(調査士／問3・やや満足)
- ・たまに地積測量図の請求をするとき、請求した土地の測量図が無く、別の測量図が提供される時がある。(調査士／問3・やや満足)

#### 操作性の低さに関する意見

- ・土地と建物を同時に請求できるようにしてほしい。よく利用する市町村が常に優先で表示されるようにしてほしい。(司法書士／問3・やや不満足)
- ・土地の謄本を請求したあとに土地上の建物を検索する際に、再度同じ物件情報を入力する必要があり面倒。土地の謄本請求画面に、その土地上の建物検索を行うボタンがあれば便利では。また地番検索サービスを利用する際に毎回同意を求められるのが面倒。一度同意したら以後表示しないにチェックを入れて表示されないようにしてほしい。(司法書士／問3・やや満足)
- ・マイページのように、土地からの建物検索も履歴などがあり、再利用できれば便利だと思います。いちいち都道府県から入力するのが面倒臭いです(調査士／問3・やや満足)
- ・不動産の場合、物件の選択に時間がかかる。土地と建物でページを切り替えるのに時間がかかる。(司法書士／問3・やや不満足)
- ・土地の請求をし、続けて建物の請求をする場合、土地の請求をした時の所在等が申請情報がそのまま表記されてれば良いのと思います。(司法書士／問3・やや満足)
- ・デフォルトの県を記憶して所在入力の効率化。請求方法を変更すると入力済所在が引き継がれない(調査士／問3・やや満足)
- ・チェックボックスのチェックの簡便化。マイページの行数の増加か複数のページでの選択を有効にする。所在入力の簡便化。(調査士／問3・やや不満足)
- ・前に請求した物件の所在が出てこないの、再度選択しないといけない。(司法書士／問3・やや不満足)
- ・物件検索のときに、違う所在・字を選ぼうとすると、再度、県から選択しなければならない(戻るボタンが使えない)(司法書士／問3・やや不満足)
- ・「字」が違くと最少行政区画から選択のやり直しになるのが面倒。(司法書士／問3・やや満足)
- ・物件情報取得の場面で複数の不動産を指定したい場合、同じ市で、字若しくは大字以下を変更したい場合、市から選択しなおさなければならないのが面倒である。(司法書士／問3・満足)
- ・請求事項を入力、確定後、マイページで表示し、続けて同一所在の登記記録を請求する

際、不動産請求ページで直前に選択した所在はクリアせず残して欲しい。(調査士/問3・やや不満足)

- ・地図上の地番をクリックするだけで申請地番が入力できると便利、10件以上の申請が出来る便利、10件以上の情報を一度にダウンロードできると便利(調査士/問3・やや不満足)
- ・年月日が違う、同一地番の地積測量図等を同時に請求できない。(調査士/問3・やや満足)
- ・1地番につき測量図を複数選択できないことや、最大10件というのは特に不満。一番良いのは複数地番入力した後に選択リストを出して、その中で1筆毎に書類の種類(複数選択可能・測量図も複数選択可能に)、枚数を指示出来るようになるのととても利便性が上がると思います。(調査士/問3・不満足)
- ・地積測量図を請求した場合、「事件欄」に表示される年度の異なる複数の地積測量図を同時に請求できればより利便性が向上すると思う。(調査士/問3・満足)
- ・同一地番が複数回分筆されているときの地積測量図の一括申請(調査士/問3・やや満足)
- ・使っている途中時間が経つと何度もログインしなければならないから(調査士/問3・やや満足)

#### 検索性の低さに関する意見

- ・外字等の検索に悩むときがある。(司法書士/問3・やや満足)
- ・登記申請中の物件が、課金確認の前にわかるようにしてほしい。(調査士/問3・やや満足)
- ・地番・家屋番号検索時、同時に図面の有無及び登記年月日まで一覧できれば効率的(調査士/問3・やや満足)
- ・登記記録上の氏名・住所等で検索できるようになればよい。サービス利用時間の拡大。(司法書士/問3・やや満足)
- ・所有者での名寄せができることさらに利便性が向上する。(司法書士/問3・満足)
- ・一定程度範囲(例：〇丁目までは入力する。)を絞ったうえでの名義人検索機能が実装されるとなお良い。(司法書士/問3・やや満足)
- ・照会番号と閲覧で分類しているのが満足できない。全部照会番号のついている扱いにしてほしい。(司法書士/問3・やや満足)
- ・何番から何番までのように申請物件を指定できるとよい。(調査士/問3・やや満足)
- ・地番の検索範囲をもっと広くできないか。(司法書士/問3・満足)
- ・甲番・乙番の検索がしにくい。(地方は甲・乙番があって当たり前と思ってほしい)(調査士/問3・やや満足)
- ・ブルーマップの様に住宅地図から地番を特定できるシステムがあればありがたい(調査士/問3・満足)
- ・小字の検索がわかりにくい(調査士/問3・満足)
- ・字図と取得し、隣接字図の取得が必要な時に、隣接地番が分からない場合、検索できるようなシステムがあれば助かります。(調査士/問3・満足)
- ・地図の取得の場合、隣接の地図番号が分からず困ることが多い。デジタル化された情報なので、隣接する地図が分かるように改善してほしい。(調査士/問3・満足)
- ・1. 全ての住居表示実施地域について地番検索ができない点 2. 公図に関しては、隣接図面の取得機能が無い点(司法書士/問3・やや不満足)
- ・地図(住宅地図)等での地番の検索ができればより使いやすくなると思う。公図は地区、

小字等でくぎられているので、外周の隣接地番を探すのに苦慮している。(調査士/問3・やや満足)

- ・概ね満足であるが、地積測量図の取得で同一の備え付けであると思われるのに、土地所在図と地積測量図がある場合、1つのIDになっている場合と、別のIDになっている場合があり、1つのIDとして欲しい。(調査士/問3・やや満足)
- ・地積測量図などの図面を調べる時、どんな図面か、絵で見れたらいいのと思います。住宅地図からの地番、家屋の検索ができると便利だと思います。旧公図の請求もあっていいと思います。(調査士/問3・満足)
- ・土地の地番から地上建物を調べる方法があればいいと思います。(調査士/問3・満足)
- ・家屋番号が所在地番と異なる建物の閲覧が不便。所在地番に存する建物の家屋番号を出せるようにしてほしい。(調査士/問3・利用していない)
- ・家屋の図上検索ができるとよい。住宅地図上の家屋をクリックすると家屋番号が表示されるなど。地番と違う番号で登記されている古い建物が探しにくい。旧公図もネットで閲覧できるようにして頂きたい。(調査士/問3・満足)
- ・不動産(地番、家屋番号が特殊なもの)、商業(商号の検索ワードに反応しない場合もある。)とも検索しても出てこない場合がある。(調査士/問3・やや満足)
- ・同一地番に複数の建物がある場合の検索が不便である。(調査士/問3・不満足)
- ・同一敷地内に複数の建物がある際に「他にも建物があります」との表示が出るとありがたい。(調査士/問3・やや満足)
- ・建物につき、家屋番号の他、所有者の特定で請求することの可否(司法書士/問3・やや満足)
- ・例えば、家屋番号の検索の場合、100番地の上に建物が2個ある場合、「100-1」と「100-2」と表示され、100番地2の上にある建物も「100-2」と表示され、別敷地に存する建物の家屋番号が同一表示されるのは解消してもらいたい。(調査士/問3・やや満足)
- ・非常に満足しているが、建物を調査する場合、家屋番号が地番と違うケースがまだまだある。地番で調査すれば家屋番号が違うケースも対応できるようにしてほしい。(調査士/問3・やや満足)
- ・まれに会社名等をいろいろな読み方で入力してもヒットせず法務局へ電話して検索方法のご助言を頂かなければならないことがあります。登記事項に読み仮名を付したりという工夫は可能でしょうか。(司法書士/問3・満足)
- ・組合等の法人検索につき、「商業・法人」項目にチェックして検索しても、該当なしとなることが多く、検索項目にその他法人等があればありがたいです。(司法書士/問3・満足)
- ・検索機能を充実させてほしい。(本サービスでは検索に引っかからなかった建物の登記情報が法務局の窓口では取得できる、あるいは商号名称による検索では出てこなかった法人が、法人番号を入力すると見つかる、ということがある)(司法書士/問3・やや満足)
- ・法人を正式名称で検索してもヒットしないことがある点を改善してほしい。(司法書士/問3・やや満足)

#### 利用者登録手続等の煩雑さや制約に関する意見

- ・始めるまでの設定に手間がかかる。(調査士/問3・やや満足)
- ・住居表示と地番の連動のサービスにおいて、そのつど利用規約の同意が必要なのがわずらわしい(司法書士/問3・満足)
- ・地番家屋番号の範囲検索機能を使いすぎると、利用制限されることがある(約款第12条

の2)。無制限になるよう改善してください。(調査士/問3・やや満足)

- ・頻繁にパスワードの変更を催促されることが非常に不満。大きなお世話でしかないし、煩わしいことこの上ない。(調査士/問3・やや満足)

#### 利用時間の短さに関する意見

- ・土曜、日曜、祝日も利用できるように。時間も24時間利用できるとありがたい。(司法書士/問3・やや不満)
- ・ダウンロードの有効期限を延ばしてください。(調査士/問3・満足)
- ・閲覧した登記情報の保存期間をもっと長く。(調査士/問3・やや満足)

#### その他

- ・月単位の累積手数料を一目でみられるようにする等なされると尚良い。(司法書士/問3・やや満足)
- ・マイページの『月別明細』の検索を1年分出来ると税務申告書作成の際にありがたい。(調査士/問3・満足)
- ・ほとんど満足ですが、やっぱり手数料がもっと安ければ(司法書士/問3・やや満足)
- ・無料で良いのではないかと思う。(司法書士/問3・不満)
- ・電子マネー等を利用したクレジットカード以外の手数料決済方法の導入(調査士/問3・満足)
- ・料金の支払い方法をコンビニ決済もできるようにするとか??(調査士/問3・やや満足)
- ・共担目録を取り忘れることがあるので、それを防止できるような工夫がほしい。(司法書士/問3・やや満足)
- ・間違えて同じ登記情報を取ってしまう場合があるので一回でも取っているものであれば取得済みですがもう一度取りますか等 注意コメントが出れば良いと思う。(調査士/問3・やや満足)
- ・課金される前に画面にて確認出来るようにしてほしい。課金されれば証明書としてプリントアウト出来るようにすれば、取得間違い等のミスが軽減される。(調査士/問3・やや満足)
- ・システムエラーにより閲覧できない状態のときがあるので極力減らすようにしてほしい。(司法書士/問3・やや満足)
- ・料金が1円単位で面倒 請求書作成するとき暗算できない(他の行政の証明書でこんな料金設定は他にあるのだろうか)。コンビニの証明書だって料金は同じだと思う(司法書士/問3・やや不満)
- ・50円で割り切れる料金設定(司法書士/問3・やや不満)
- ・住居表示の検索サービスを郊外も含めてカバーしてもらえるとより使いやすくなる。(司法書士/問3・やや満足)
- ・請求した物件情報が、申請用総合ソフトにも取り込めるように改善してもらいたい(司法書士/問3・満足)
- ・もう少し大きな文字でプリントアウトできると便利です。(司法書士/問3・満足)
- ・同情報の上部「年月日時分 現在の情報です。」の適宜の箇所に、法務局(登記所)が保有する登記情報である旨を明記する。(司法書士/問3・やや満足)
- ・未だに、官公署等で法務局の公印のある書類を要求されるが、出処の情報が同一である以上、基本的には登記情報提供サービスと法務局窓口で取得出来る内容は同一である為、登記情報提供サービスに公証の付記があると、全部事項証明書等の発行業務が登記情報

提供サービスに統合出来、省力化が可能になると考える。(調査士/問3・やや満足)

- ・登記情報提供サービスの中で法務局の印がほしい。(司法書士/問3・満足)
- ・PDF ファイルの保護処理の必要は理解できるが、関連するファイルの結合や、線や文字を追加するなどしたい場面が多い。保護を解除するツール(解除されたことをページのどこかに表示する機能などを付けて)があればよいと思う。(調査士/問3・やや満足)
- ・大量のデータを扱う場合 PDF ではなく CSV 等のデータが欲しい(調査士/問3・満足)
- ・複数のファイルをダウンロードする時には、ZIP ファイルとなるが、ZIP ファイルか単独の PDF かを選択出来るようになると後の管理上便利である。また、罫線のための次ページが増える場合があるが、出力時に調整して欲しい。(調査士/問3・やや満足)
- ・入力項目上で右クリックヘルプ機能の付加(調査士/問3・満足)
- ・照会番号はチェックしなくても、もとより入ってほしい。地積測量図が整理されていないまま出てくる。(調査士/問3・やや満足)
- ・地積測量図を請求する際に申請地が残地求積の残地扱いなのか全部求積されているのかを画質を落としてでも良いのでプレビューできるとたすかります。(調査士/問3・やや満足)
- ・地番検索サービスについて、建物以外についても検索できるようにして欲しい。(調査士/問3・やや満足)
- ・事件ボタンをクリックした後で表示される一覧画面で、複数の図面を同時に選択できるようにする。データ容量の制限を緩和するまたは撤廃する。1 事件に非常に多くの図面がある場合に一部の図面だけの情報をダウンロードできるようにする。登記事項証明書の様式にとらわれず、登記記録がデータとして再利用(コピー&ペーストなど)しやすいように配慮した様式に変更する。地番検索サービス対象都市をもっともっと増やす!!(特に西日本が極端に少ないのは問題がある)地番検索サービスで地番を選択すればそれが請求情報にダイレクトに反映されるようにしていただきたい。いちいちコピーしなくてはならないという現状の方法はあまりにもお粗末に感じる。(調査士/問3・不満足)
- ・地図請求において縮尺を指定できるようにしてもらいたい。(500を1000にて指定請求)(調査士/問3・やや満足)
- ・スマートホンでも請求出来れば便利だと思う(調査士/問3・やや満足)

## イ オンラインによる登記事項証明書等の交付請求(問3(2)、問5(3)(5)(6))

### 取得の対象の範囲や方法のわずらわしさに関する意見

- ・特定の共有者に関する証明書や順位番号等を指定することによる一部証明書の交付請求等が容易にできるようにしてほしい。(司法書士/問3・やや満足)
- ・敷地権化されていないマンションの土地の共有持分等の一部事項の証明書を請求できるようにする(司法書士/問3・やや満足)
- ・謄本とその他図面の同時請求ができないこと(司法書士/問3・やや満足)
- ・閉鎖分がスムーズに入手できるように。(司法書士/問3・やや不満足)
- ・法人の一部事項証明情報が取得できないので、取得できるようにしてほしい。(司法書士/問3・やや満足)
- ・必要な共同担保目録だけを選択できるようになると、なお良いです。(司法書士/問3・やや満足)
- ・閉鎖謄本、不適合物件の謄本請求も出来るようにしてほしい。(司法書士/問3・やや満足)
- ・3 条目録についてもオンライン申請できるようにしてほしい。(司法書士/問3・やや不満足)

満足)

- ・地図等情報についても不動産番号での請求を可能としてほしい。(司法書士/問3・満足)
- ・印鑑証明書も代理人からオンライン請求できるようになると良い(司法書士/問3・満足)
- ・商業法人で一部事項の際の登記事項の特定が難しい(司法書士/問3・やや満足)
- ・インターネットによる全ての閉鎖事項・閉鎖図面の請求及び手数料の納付ができるシステムの構築(調査士/問3・やや満足)
- ・商号等に外字がある場合など、請求に難があることがある。通数等を誤って送信した場合に、取下等が可であると助かります。(司法書士/問3・満足)
- ・不動産と商業の謄本を一度に請求できるようにしてほしい。また10通以上請求する場合も一度に請求できるように改善してほしい。(司法書士/問3・やや満足)
- ・商業登記においてすぐに振り込み画面に移行しない法人があるのが不便。(司法書士/問3・満足)
- ・組織変更等による同じ会社番号の閉鎖分が入手できにくい。(司法書士/問3・やや不満足)
- ・地積測量図や建物図面を請求する場合、登記年月日を正確に記載しないと発行してもらえないから。複数の図面がある場合は登記年月日等も必要だが、1つしかない場合には、発行しても良いと思う。なお、法務局にある自動発行機で請求する場合は、登記年月日を入力しなくても発行できるので、同じように改善すべき。(司法書士/問3・満足)
- ・複数物件の登記事項を請求したが、一部の物件が却下されたときに、その旨の通知を分かりやすくしてほしい。(処理状況に一部却下と表示されるとか)(司法書士/問3・やや不満足)
- ・事件中に交付申請をした場合、却下するのでなく、事件完了後、交付してもらえるようにしてほしい。(司法書士/問3・やや満足)
- ・地積測量図が複数ある場合の却下、再請求が面倒。(司法書士/問3・やや満足)
- ・一定程度範囲(例:○丁目までは入力する。)を絞ったうえでの名義人検索機能が実装されるとなお良い。(司法書士/問3・やや満足)
- ・共担目録の要求を忘れることが多いため、再度の申請は無料にすべし!(司法書士/問3・やや満足)
- ・請求通数の初期設定を1としてほしい(司法書士/問3・満足)
- ・申請時の入力箇所がもう少し簡略されるとより良いと思う。(司法書士/問3・満足)
- ・複数物件を交付請求する際、物件の区切りが見にくい。一覧性に欠ける。(調査士/問3・不満足)
- ・要約書の閲覧は満足②図解的公図の閲覧は伸び縮みがあり不満足(調査士/問3・やや満足)
- ・登記事項証明書のペーパー版だけでなく電子版も発行して欲しい(調査士/問3・やや満足)
- ・図面証明書交付申請の際の登記年月日が分かりにくい。(調査士/問3・満足)
- ・地図、登記事項証明書、地積測量図等を1入力で同時に取得できるようにしてもらいたい。建物図面、地積測量図の取得方法を、ID、登記年月日ではなく登記情報提供サービスのように事件をクリックして年月日を表示させて取得できないか。(調査士/問3・不満足)
- ・公図の縮尺を拡大・縮小指定で取得できると良い。(調査士/問3・やや不満足)
- ・たいへん便利に利用させていただいておりますが、閉鎖登記記録などはオンラインで申

請出来ない。商業法人の場合は、全県の情報を一ヶ所で管理しているため、離れている方々は大変である。(調査士/問3・やや満足)

- ・地番リストや地図上の地番をクリックして複数入力できると便利(調査士/問3・やや不満足)
- ・各地の証明サービスセンターでも公図、地積測量図、建物図面の請求及び受領ができるようにしてほしい。(調査士/問3・満足)
- ・取得した図面情報の登記年月日、ID検索でないと正確な特定が出来ないことの改善(調査士/問3・やや不満足)
- ・外字入力ではなく俗字でも受付できるようにしてほしい(調査士/問3・やや満足)
- ・請求物件の表示欄がやや見にくい、分かりづらい。(特に複数筆請求する場合)(調査士/問3・満足)
- ・図面請求する際、同一地番に複数の地積測量図がある場合、ID番号を入力しないと図面が特定できず、却下となってしまうことがある。申請する前に物件を特定することが出来ないか。(調査士/問3・やや不満足)
- ・全部事項証明書と公図、図面のいずれかを選択するのではなく、同時に請求できると良い。・閉鎖登記簿や和紙公図の交付請求もできると良い。・インターネットバンキングとクレジットカード決済の選択ができると便利。・スマートフォン専用アプリケーションがあると便利だと思う。(調査士/問3・やや満足)
- ・図面証明書の登記年月日を検索画面で選択できるようにしてほしい。(調査士/問3・満足)
- ・登記申請が完了してすぐ証明書を請求する時、手数料を納付してからでないと手続きが進まず、証明書が却下になるが、出来れば納付前にわかると助かります。(調査士/問3・やや満足)
- ・閉鎖謄本等が請求出来る様になれば、尚良い。図面等については、出力図面に伸縮がある場合があり、出力の方法の検証、又は公証を付記した登記情報提供サービスへの業務統合を要望したい。(調査士/問3・やや満足)
- ・地番や家屋番号の範囲検索の画面で、土地と建物の選択が可能になればいい。朝の早い時間も使用できればいい。コンピュータ化前の登記簿も、請求できればいい(調査士/問3・やや満足)
- ・検索画面で、途中まで会社名をいれ、その後検索方法の切替をすると、途中まで入れた会社名が消えるのはやめて欲しい(調査士/問3・やや満足)

#### 受取や郵送の制約に関する意見

- ・郵便でくるので、日数がかかる。やはりその場でもらいたい(確認したい)。一般市民の方は急いでなければよい制度では？(司法書士/問3・やや満足)
- ・申請してから1時間しないと発行してくれない。30分程度に短縮して欲しい。窓口に行けば10分です。(司法書士/問3・満足)
- ・郵便の発送時間等、不明、発送完了通知をつけてほしい。(司法書士/問3・やや満足)
- ・費用が安い、その日に受け取るには結局法務局に行かなければならない。書面申請に比べてオンライン申請の方が利用者の手数は多いと感じる。例：申請書作成→物件の検索入力、印紙貼付→オンラインバンキングによる納付。(司法書士/問3・満足)
- ・登記識別情報に関する証明請求について、申請が少ない登記所においては常時申請の有無を確認する体制になっていない模様で、オンラインによる申請を行っても、別途電話連絡をしないと気付いてもらえない時がある。この点については改善をお願いしたい。(司法書士/問3・やや満足)

- ・請求の際の納付に時間がかかる，申請してから交付までの時間にかかることが多い，図面の交付請求がしづらい，コンピュータ化するまえの登記簿は結局その管轄法務局に赴く必要があるなど。（調査士／問3・やや満足）
- ・16時45分までに到達した申請書はどの登記所においてもその日の内に送付してほしい（登記所においてばらつきがあるため）（調査士／問3・やや満足）
- ・郵送の際は原則として大判（角2サイズ）封筒を使用していただければ助かります。（司法書士／問3・やや不満足）
- ・以前郵送交付にて請求した時に，謄本が三つ折りの状態で送られてきたため，それ以来郵送交付を利用していない。折らないで送ってほしい。（司法書士／問3・やや満足）
- ・郵送での交付を利用するなら利便性もあるかもしれないが，現状，ほぼ全て窓口交付なので，申請データ作成の手間を考えると，窓口請求より利用しやすいとは感じない。オンラインで請求するのは料金の差があるという事情によるところが大きい。（司法書士／問3・満足）
- ・私書箱を増やして欲しい。（司法書士／問3・満足）
- ・インターネット利用により交付請求しているが結局私書箱に取りにいつている（司法書士／問3・やや満足）
- ・法務局の私書箱への投函による受取を行っているが，交付されるまでの時間がかかる。もっとスピーディに交付されることを希望する。（司法書士／問3・満足）
- ・私書箱も各市町村役場に設置してもらえるとよい。（調査士／問3・やや不満足）
- ・電子納付後，登記事項証明書が発行されるまでに，時間を有する場合がある。（司法書士／問3・やや満足）
- ・電子納付した後，窓口受取りの際に持参する用紙に取得通数が反映されないこと（手書きで補充せざるを得ない）（司法書士／問3・満足）
- ・交付請求と同時に取得が出来るようなシステムの改良（司法書士／問3・やや満足）
- ・窓口交付について印刷が必要となるのが不便と感じる。（調査士／問3・やや満足）
- ・結果的に原本は法務局に取りに行く必要があるためインターネットで発行出来るようにしていただきたい（調査士／問3・やや満足）
- ・PDFなどのデータでの交付請求を検討されたい。（調査士／問3・やや満足）
- ・インターネットを通しての証明書発行を希望します。（調査士／問3・やや満足）
- ・乙号申請は，大量に申請する場合など，混み合って接続しないときや中断するときが多いので，改善してほしい。（調査士／問3・満足）
- ・支局統合により設けられた横手法務局証明サービスセンターで地図，地積測量図類も受け取れるようにして頂きたい。また，登記事項証明書が登記所から郵便発送される回数が日に1回では迅速性に欠けるので，せめて午前1回午後1回の計2回にしていただきたい。（調査士／問3・やや満足）

#### 検索性の低さに関する意見

- ・法人によっては検索しても見つけるのが困難なことがある外字表示，読みが不明の場合同一商号が多い場合等（司法書士／問3・不満足）
- ・都道府県の入力で，いつも使う県は，TOPに表示できないか。（司法書士／問3・やや満足）
- ・建物の場合で，家屋番号が特定できない場合の検索がうまくできない。（司法書士／問3・やや満足）
- ・外字を所在地に含む不動産を取得する場合，不動産番号を正確に入力する，又は物件情報の読み込み機能を使う等しないと却下されてしまうのが唯一の不満であるが，それ以

- 外は問題なく使えているので1を選ぶことができる。(司法書士／問3・やや満足)
- ・物件検索のときに、違う所在・字を選ぼうとすると、再度、県から選択しなければならない(戻るボタンが使えない)(司法書士／問3・やや不満足)
  - ・図面請求の際、最新のものについては、登記年月日の記載省略(古いものに限り、記載を求める。)(司法書士／問3・やや満足)
  - ・重複地番は「山」「耕」で選択できるが、それ以外に「小字」まで特定しないと請求できない地区が有るので、それらを解消してほしい。(司法書士／問3・満足)
  - ・物件情報取得の場面で複数の不動産を指定したい場合、同じ市で、字若しくは大字以下を変更したい場合、市から選択しなおさなければならないのが面倒である。(司法書士／問3・満足)
  - ・まれに商号と本店で検索しても取得したい会社がうまく出てこないことがある。(司法書士／問3・やや満足)
  - ・申請ソフトで申請した法人の情報を自動で反映する仕様にしてもらいたい。(司法書士／問3・満足)
  - ・商号での検索にて、検索できない場合があります。法人番号で検索すれば検索できるのに、商号でヒットしない場合があります。(司法書士／問3・やや満足)
  - ・地積測量図の取得において、同一地番に複数図面がある場合。登記年月日・事件番号がわからない時に申請をするとエラーとなって、再度申請をしないといけない。申請時に選べるようにしてほしい。(調査士／問3・満足)
  - ・地積測量図を取得したい場合、測量図検索機能(登記情報提供サービスで実現しているもの)が使用できない為。(調査士／問3・やや満足)
  - ・法務局へ行かなくて済むので便利である。小字の入力が省略できれば、更に便利である。(調査士／問3・やや満足)
  - ・通常の利用で問題があることはほぼありません。建物の請求をする際に所在地番と家屋番号をそれぞれ入力できるようになればより良いと思います。(調査士／問3・満足)
  - ・家屋番号の特定に困る。(例；100番1又は100番の1→100-1)(調査士／問3・満足)
  - ・測量図・建物図面の検索ができない(登記情報提供サービスで図面IDを調べるなどの対応を強いられる)。(調査士／問3・やや満足)
  - ・複数地番請求時等に地番入力違いではじかれた場合、どれがはじかれたのか分からない(調査士／問3・やや満足)
  - ・地積測量図などの図面を調べるとき、どんな図面か、絵で見れたらいいのにとします。住宅地図からの地番、家屋の検索ができると便利だと思います。旧公図の請求もあるといいと思います。(調査士／問3・満足)
  - ・耕地番、山地番の解消による地番変更がされている土地の検索方法の改善をお願いしたい(調査士／問3・やや満足)
  - ・画面上で地図等を確認後、地番をクリックして登記事項証明書や地図・図面証明書を請求できるようにしてほしい。地図や図面を請求する直前に、簡易的でもいいのでプレビューを表示してほしい。地図を広範囲に取得する際に、地番がかぶらないように取得したい。地図取得時、申請地の隣接地が”地区外”の場合、隣接地番を特定できないので、その”地区外”の地図も合わせて取得したい。(調査士／問3・満足)
  - ・法人並びに本店所在地の変遷を調査するのに、他管轄の閉鎖謄本等が請求出来る様にしてほしい。(調査士／問3・やや満足)

## 手数料の納付の制約に関する意見

- ・納付時にいちいちダイレクトバンキング画面に移行してその都度納付手続きをしなければならず、クレジットカード決済等々のもっと簡便な決済方法が選択できるようにしてほしい。(司法書士/問3・やや満足)
- ・不動産番号や会社法人番号でないとうまく請求できない。いちいち入金することがわずらわしいので月じめでクレジットカード精算してほしい(司法書士/問3・満足)
- ・司法書士等専門職は、1か月ごとのカード払いが良い(司法書士/問3・満足)
- ・通帳引落を月単位でできるように(司法書士/問3・やや満足)
- ・不動産登記と商業登記申請が別であることから手数料納付が一括でできないため不便である。(調査士/問3・やや満足)
- ・ペイジー以外にも交付手数料の納付方法を設けてほしい。例えば印紙納付や、登記情報提供サービスのようなクレジットカードによる方法など。(司法書士/問3・満足)
- ・納付方法に口座引き落とし、クレジット、コンビニ払いがあると便利になる。(調査士/問3・満足)
- ・電子マネー等を利用した手数料決済方法の導入・コンビニ等での証明書交付サービスの導入(調査士/問3・満足)
- ・申請後、電子納付できるまでのタイムラグをなくして欲しい(司法書士/問3・やや不満足)
- ・代表者事項証明書を取得する際、納付情報がなかなか出ずに取得までにさらに時間がかかるので、そちらの改善をお願いしたいです。(司法書士/問3・満足)
- ・複数の法人の証明書を取得する際に一括決済ができれば楽になる(1法人ごとに決済すると手間がかかる)。(司法書士/問3・満足)
- ・登記所に私書箱があるが8時半を過ぎないと手数料の決済ができないので朝一の受け取りができない点が不満です。(調査士/問3・やや満足)
- ・スマートフォンでのかんたん請求の際、オンラインバンキングへの連携が良くないため、手数料のクレジットカード決済への対応を希望します。(調査士/問3・やや満足)

## その他

- ・複数件申請時、一部物件の却下があってもわかりにくい点を改善していただきたいです。(司法書士/問3・やや満足)
- ・乙号申請は、混み合って接続しないときや中断するときが多い。(調査士/問3・満足)
- ・土曜日にもオンラインによる申請ができると助かります(到達まででよく、受付までは求めません)。(調査士/問3・やや満足)
- ・手数料の優遇がもう少しあれば一般の方との差別化が諮りやすいと思う。(司法書士/問3・やや満足)
- ・窓口受領と郵送受領で20円しか変わらない。(窓口受領の料金を引き下げることはできないか。)(司法書士/問3・やや満足)
- ・100%の利用をしているが、目の前の法務局を過ぎ、一度戻ってからは、ばからしい時もある。利用金額に倍の差があればそれもなくなくなる。(調査士/問3・やや満足)
- ・郵送の場合と交付の場合で料金分けずに統一してもらえたほうがありがたいです。(司法書士/問3・満足)
- ・登記情報提供サービスとの統合(司法書士/問3・満足)
- ・(登記処理標準期間の公表に倣い)請求時間帯ごとの発送日時をHP公表してほしい。(司法書士/問3・やや満足)
- ・過去の登記記録の情報が短い。10年程度の記録は全部事項証明書に残すようにしてほしい。(司法書士/問3・やや満足)

- ・印刷時にページのずれが気になる（調査士／問3・やや満足）
- ・登記完了後に続きで同時申請を取り入れて、同時申請の場合には割引にしてはどうか。（調査士／問3・満足）
- ・オンラインでの登記完了後の登記事項証明書請求が同時にできれば助かります。（調査士／問3・満足）
- ・登記完了証のように、オンラインによる交付が受けられると良い。（調査士／問3・やや満足）
- ・オンライン申請による証明書も、事務所にてプリントアウトできれば良い（調査士／問3・やや満足）
- ・登記事項証明書のペーパー版だけでなく電子版も発行して欲しい（調査士／問3・やや満足）
- ・乙号申請の場面で、現行は手数料納付証明書を乙号窓口に提出しないと登記事項証明書等を受け取れませんが、スマートフォン画面等での提示も認めていただけないでしょうか。（調査士／問3・やや満足）
- ・「住宅地図による地番検索サービス」等を本手続きにも拡充いただきたい。可能ならば支払方法の拡充（クレジットカード決済等）、更にはネット予約後、コンビニに設置の複合機などからの証明書発行等も要望します。（調査士／問3・満足）

#### ウ オンラインによる登記申請（問3(3)、問5(2)(4)）

##### 操作性の低さや機能の少なさに関する意見

- ・登記申請件数自体が少ないため、アップデート等環境を整えるのが面倒であるため（司法書士／問3・やや満足）
- ・既に共同担保成立している場合の追加設定の際に同一管轄の前登記表示欄が無い。申請情報作成の際に該当する事項欄が無い場合が非常に多い（例 承継の場合における「被承継組合」「被家督相続人」）（司法書士／問3・満足）
- ・登記識別情報の提供の際、甲区乙区を選ぶのがわかりにくい。（司法書士／問3・不満足）
- ・金融機関の抵当権設定等、朝一番での申請のときの受付番号の取得が容易であることはメリット。しかし添付書類を提出しなければならず2度手間でも書面申請よりも負担が重く感じる。また、委任状に1. 識別情報の暗号化2. 添付した識別情報の入力ミス3. 連件申請の順番を間違えるリスクが高いなど、書面申請にはないオンライン申請特有のリスクがあり使いづらく感じる。（司法書士／問3・満足）
- ・取下げの場合の還付請求等もオンラインで行いたい。（司法書士／問3・やや満足）
- ・登記識別情報が大量にあるときの入力が面倒。さらに、登記識別情報を入力したか確認しようとする、既入力の入力が消えてしまう。特例方式（書面提出）を認めてほしい。（司法書士／問3・やや不満足）
- ・連件申請が50件までしかできないので増やしてほしい（司法書士／問3・やや不満足）
- ・別送すべき書類が無くなるかオンライン上でPDFの補正ができるとよい。登録免許税の過誤納付が無くなるような構造になるとよい。（司法書士／問3・やや不満足）
- ・業務ソフトとの連携の問題かもしれないが、根抵当権の前登記の表示など、その他事項に記載しなくてはいけないものが多い。バーコードが印刷される以前の識別情報について、物件や共有者が多くいる際などに入力が非常に大変で、登記識別情報のみコピー（紙）で提供するのが認められない点。（司法書士／問3・やや満足）
- ・売買等の当事者双方に代理人がつくいわゆる「別れ」による場合、事実上復代理によるしかオンライン申請する方法がなく、双方代理で行う場合、紙申請を行わざるを得なく

- なる。その点、オンラインによる申請を行うことができるようになればより利便性が高まるかと思う。(司法書士/問3・満足)
- ・申請総合ソフトが使いにくい部分がある。登記識別情報を入力する際の文字が小さいなど。(司法書士/問3・満足)
  - ・物件数が非常に多いとき、識別情報を間違えずに入力することが大変。決済後にオンラインを使用しようとする時間がかかりすぎる。(司法書士/問3・やや満足)
  - ・表示関係になるが建物滅失登記の申し出様式を追加してほしい(司法書士/問3・満足)
  - ・所有権移転登記の後に同一物件に抵当権を設定する場合など、申請情報の流用が出来るが良い。(司法書士/問3・満足)
  - ・申請書を再利用するとき不動産の表示の物件削除は1件ごとにしかできないので一括して削除できる機能を要望する。所有権保存登記について申請条項が消えない仕様にしてほしい(司法書士/問3・満足)
  - ・商業登記等にも言えることですが、複数台のパソコンでの利用を可能なシステムにしてほしい。(司法書士/問3・やや不満足)
  - ・登記識別情報の入力面倒なので、前件添付くらいは認めて欲しい。登録免許税の電子納付を1件ごとにするのは面倒なので、数件分をまとめて納付したい。(司法書士/問3・満足)
  - ・PDFの添付、識別情報の入力等で手続きとチェック作業が余分にかかるので、取引後の急ぐ申請の場合書面申請の方が早い。このあたりが簡易にできると利用しやすい。(司法書士/問3・満足)
  - ・申請情報と呼び出す際に、今のような汎用の申請様式だけでなく、申請件数が多い順に5から10程度の申請については、不動産と同様、登記の事由と事項をあらかじめ設定した様式を準備しておく。(司法書士/問3・やや満足)
  - ・目的事項や株式の内容等で文字が多くなると、半角を使用しているとのメッセージがあり入力出来ない。画面上ではすべて全角になっているのに。(司法書士/問3・やや不満足)
  - ・会社の種類の選択が間違ったらその段階で送信できないようにしてほしい。(司法書士/問3・不満足)
  - ・登記すべき事項に行間隔を広げてほしい。行間隔が詰まっていて読みづらい。(司法書士/問3・満足)
  - ・作成する申請様式の添付情報欄にはあらかじめ法定添付情報がすべて記載されているとありがたい。(事件によっては不要なものもあるが、あとから削除する方が分かりやすい。)また、嘱託様式に代位嘱託用も追加してほしい。(調査士/問3・やや満足)
  - ・建物表題登記申請において、家屋番号の符号の付し方(の、-)が、システムの都合上、準則と異なるために補正になる場合がある。改善をお願いしたい(調査士/問3・満足)
  - ・嘱託登記の地図訂正の申出等ができればよい。(調査士/問3・やや満足)
  - ・総合ソフトの操作性及び入力画面の一覧性が悪い(レイアウトの無駄が多すぎる)。ボタン位置、サイズもまちまち、ばらばらで位置をまとめるなどして欲しい。特に説明書きを常時画面に表示するのはやめて欲しい。マウスオーバーで表示する、あとはヘルプで十分です。通常のソフトでは説明書きが常時入力画面に記載されているものは視認性を損なうためまずありません。この見づらさのために取っつきづらくなっている部分もあると思います。(調査士/問3・不満足)
  - ・外字の記入が難しく上手い出来ない。(司法書士/問3・やや満足)
  - ・外字の置き換え機能が追加されましたが、一部置き換えが行なわれない文字が存在しますので、修正をお願い致します。(調査士/問3・やや満足)

- ・添付書類（PDF）の中でサイズの大きい図面を添付する際に、受けて側の法務局の印刷機器が A4 サイズまでと聞いております、もう少し大きいサイズを印刷できるよう求める。なぜなら、大きい図面が縮小されて見づらくなると解りながら添付するのは心苦しい。（調査士／問 3・満足）
- ・登記申請の事例が少なすぎる。添付情報の容量が 10 M しかないので、図面添付の場合、200dpi まで解像度を下げることがある。全国の法務局に A3 カラープリンタを導入して下さい。カラー印刷の図面添付を求められ、オンラインの意味が無い。（調査士／問 3・やや不満足）
- ・申請事件の処理状況案内メールの選択ボックスにて「法務局からのお知らせ」の項目のうち「手続終了通知」を別項目で独立して選択出来るようにしてほしい。（調査士／問 3・満足）
- ・地積更正を伴わない地図訂正申出や建物滅失申出についてもオンラインが活用できると利便性が増すと考える。（調査士／問 3・やや満足）
- ・「不動産の表示」の欄で、「物件情報直接入力」を選択し、指定方法で「不動産番号」を選択して入力したあと、「所在」を選択して入力しようとするとう不動産番号が消えてしまうので、消えないようにしていただきたい。（調査士／問 3・やや満足）
- ・建物滅失申出書はオンライン申請できなかった。建物の所在変更登記をオンライン申請できなかった。（調査士／問 3・満足）
- ・滅失申出等の書式を増やしてほしい。（調査士／問 3・やや満足）
- ・図面の tiff 形式の仕様を幅広くしてほしい。また A3 サイズにしてほしい。（調査士／問 3・やや満足）
- ・外字を含んだ申請書を印刷すると、外字だけ文字サイズが大きくなるので、周りの文字と同サイズで印刷できるようにしてほしい。（調査士／問 3・満足）
- ・申請書の印刷で、改行場所の工夫をしてほしい。（文字の頭が切れる等々見栄えが悪い）（調査士／問 3・満足）
- ・法務省が提供している申請用総合ソフトを使用しているが、申請書にファイルを添付する際にドラッグ&ドロップで添付できるように改良してほしい。（調査士／問 3・やや満足）
- ・「オンライン会社・法人検索」で読み込んだとき、申請人の欄の本店・商号も自動で入力されるようにならないか。課税標準金額に入力値があり、登録免許税に入力値がない場合、エラーチェックで警告が出るようにならないか（調査士／問 3・やや満足）

#### 添付書類の提出に関する意見

- ・登記原因証明情報の PDF 化、添付作業が煩雑。登記識別情報が多数ある場合の入力が煩雑。（司法書士／問 3・やや不満足）
- ・不動産登記において登記原因証明情報に不備があった場合に書面申請であれば差し替え等ができるのに対しオンライン申請では訂正差し替えが認められない点。登録免許税の納付について印紙納付であればさしようにできるがオンライン納付ではこれができず取下再申請の場合一時的に重複して納付しなければならない点（司法書士／問 3・満足）
- ・登記原因証明情報の補正ができないこと。書面申請との補正対応の違いを指摘する会員もいるが、そのような小さな問題ではなく、そもそも補正は不動産登記法上認められた手続であり、その手続が認められないことが問題である。（司法書士／問 3・満足）
- ・不動産登記につき、運用において PDF の取扱が慎重にならざるを得ない。権利者・義務者にそれぞれ代理人がつくいわゆる共同申請につき、義務者代理人の登記原因証明情報・申請情報・電子書名・データの書出しと、それをうけての権利者代理人の作成が、決

済の流れを考えると実態についてっていない。当局はオンラインを強く推進しているが、いわゆる2項保存など大量の申請につき、書面申請など申請の実態とオンライン申請との関係をどのように理解しているのか、疑問に感じている。(司法書士/問3・やや満足)

- ・登記原因証明情報のPDFデータの添付漏れや開けなかった場合のリスクがあり移転登記等では書面申請に比べ緊張する。OL申請をためらう原因となっている。また、電子納付が1事件ごとなので何件も申請した場合は納付の処理が面倒なので改善してほしい。(司法書士/問3・満足)
- ・登記原因証明情報のPDFデータ不備による却下規定の撤廃。これがある限り申請率の上昇は絶対に見込めないと思われる。(当事務所も抹消、相続など、万が一原因証書不備により取下げになっても差支えないものはすべてオンライン申請をしているが、設定などはすべて補正が効く書面申請にて行っている。(司法書士/問3・やや満足)
- ・登記原因証明情報の補正可能化 添付書類の前件添付や後件添付等の記載方法の見直し、原本還付の書類に「原本還付 原本と相違ない , 司法書士〇〇〇〇印」は、このIT時代にいらぬのではないかと(原本だって一旦提出するわけだから、偽造の確認は法務局内での調査時に可能かと思う)(司法書士/問3・やや不満足)
- ・原本を提出するのであれば、登記原因証明情報のPDFをなくす。(司法書士/問3・やや不満足)
- ・司法書士が申請代理人となっているものについては、登記原因証明情報のオンライン送付を不要にする(司法書士/問3・やや満足)
- ・申請人の登記申請意志を登記簿に反映させることが目的だと思うので、PDF化された登記原因証明情報の内容についても申請代理人への確認をもって記載の訂正をしてもよいと思う、当然それに伴う事故については申請代理人が責任を負うこととなる。(司法書士/問3・満足)
- ・委任状や何かしらの添付書面を法務局に提出しなければならないので不便。申請代理人が権利者と義務者に分かれるので現実的にオンライン申請が対応できていない。売買による登記等は取引現場から登記所に向って申請の方が実質的にタイムロスが少ないので、現実的にオンライン申請が対応できていない。(司法書士/問3・やや不満足)
- ・登記識別情報を、紙ベースで別送提出できるようにしていただきたい。(司法書士/問3・やや満足)
- ・登記識別情報のデータ添付だけでなく、PDFでの添付も認めて欲しい。(司法書士/問3・やや満足)
- ・登記識別情報提供において不必要と感じる入力項目が多い。物件ごとに英数パスワードのみで可とできないか。登記の目的、権利者などは申請情報で特定されている。受付番号なども不要と考える。(司法書士/問3・やや満足)
- ・識別情報の特例方式での提供、具体的にはコピーして封筒に入れて他の添付書類と一緒に提出を出来るようにしてもらえれば負担が減ります。また、オンライン申請の添付書類に限っては他管轄分であっても司法書士の地元の登記所に持参すれば法務局側で管轄登記所に送ってもらえるようにしてもらえれば、郵送申請をしなくて済むのでメリットが大きいと感じます。(司法書士/問3・満足)
- ・PDFに関する通達より柔軟な運用とその全国的な周知。共同申請について義務者代理人、権利者代理人が行うデータ作成・電子書名・書出しについてより柔軟な方法の検討。(司法書士/問3・やや満足)
- ・オンライン申請における登録免許税以外の特例措置の採用(特に添付情報について)(司法書士/問3・満足)

- ・添付書類につき、郵送あるいは持参ではなく、PDF ファイルにして、司法書士において（その職責において）署名し、申請情報と一緒に送信する形が良いかなと望みます。但し、登記識別情報、登記完了証は、書面で受領したいなと思います。（司法書士／問3・やや満足）
- ・添付情報として登記所に提供する①当該代理人の権限を証する情報及び②登記原因を証明する情報については、申請時にPDF化して送信した情報をもって原本とみなすことにする。（司法書士／問3・やや満足）
- ・戸籍、住民票等の電子証明利用が促進されない現状において、申請代理人による認証権限の拡大等の方法により完全オンライン申請が実現することが望ましい。（司法書士／問3・やや満足）
- ・不動産登記の申請と同じく、調印された議事録等を電子的ファイルにして、司法書士の職責において、検認的署名をして、申請情報と一緒に送信する形を望みます。一方で、依頼人である会社等の担当者が、添付書類を直接法務局に持参する。（司法書士／問3・やや満足）
- ・一部原本提示が省略できますが、登記で一番多い建物登記にも原本省略できるように業務がもっとしやすいです。また、申出申請についてもオンライン申請できると助かります。（調査士／問3・やや満足）
- ・委任状の書面添付をPDFデータとして資格者情報による署名によるオンライン添付として欲しい。全てのオンライン署名書面の写しを資格者が一定期間事務所保管するように変更してはどうか。（調査士／問3・満足）
- ・原本の写しが画像データでもOKになればデジカメで写真を撮って電子署名するのですが。（調査士／問3・満足）
- ・委任状のオンラインが困難なこと。公図訂正申出に対応できていないこと。（調査士／問3・やや満足）
- ・電子署名が国民に普及していないため、委任状のみでも法務局に特例添付の必要がある。（調査士／問3・やや満足）
- ・法人が申請人または証明者等になる場合（工事完了引渡証明書、滅失証明書等）の、印鑑証明書も会社法人等番号の提供によって添付省略できるようになると助かります。（調査士／問3・やや満足）
- ・添付情報の送信可能容量が少なすぎる。実務上、代理権限証明情報に依頼人から電子署名してもらえる可能性はゼロに等しく、実質的には書面申請と変わらない。（調査士／問3・やや満足）
- ・添付書類をデータ化しなければならないのは、手間がかかる。依頼人側が、委任状を電子申請出来るくらいの環境にないこと。（調査士／問3・満足）
- ・許容量の増加。図面データのPDFもしくはCADデータでの送付を検討してもらいたい。（調査士／問3・やや満足）
- ・PDFの署名ソフトの提供等がほしい、図面関係のデータ種類を多くしてほしい。（調査士／問3・満足）
- ・代理権限証明情報も含む添付書類の原本提示省略を望む（資格者代理人に限ることを条件に）。（調査士／問3・やや満足）
- ・外字は多少改善していますが、土日、時間外での作成にも外字検索できると助かります。法人の印鑑証明書添付の件、管轄外でも省略してもらえると助かります。（調査士／問3・やや満足）
- ・添付情報にそれぞれ電子署名をして、申請情報に再度電子署名をする必要があるが、電子署名をしていない情報を添付後の申請情報に電子署名（一度だけ）をするだけにして

ほしい。(調査士/問3・やや不満足)

- ・送信データの容量制限を緩和する(10MBから50MB程度まで緩和する)。添付情報が大きなサイズの図面である場合の電子化の指針(ガイドライン)を示す。図面につけることができる名前について、その命名規則を変更する(2桁の数字を4桁に拡張するか2桁のままでアルファベットを許容するなどする)。連件清製件数を緩和する(50件から無制限に)か、50件連件の連続送信を可能にするなどの改良を行う。添付情報(特に大きなサイズの図面)を電子化する際の最低限のガイドラインを作成・公開する。(調査士/問3・不満足)
- ・電子署名とかがもっとやり易くなったり、自分で作成したエクセルをそのまま送信して申請できるのであればいいのだが。(調査士/問3・やや満足)
- ・印鑑証明書を添付しない場合の申請人委任状を、資格者代理人の電子署名で足りるようにする。オンラインシステムに接続されているプリンタのカラー化及びA3対応化。(調査士/問3・満足)
- ・法定外添付書面について、土地家屋調査士が電子署名を付す事により原本提示をなくしてほしい(調査士/問3・やや満足)
- ・登記所に赴く必要があるオンライン申請では、あまり価値が感じられない。マイナンバーカードの普及にはまだ時間がかかると思われるため、申請人の実印・印鑑証明書を必要としない申請にはマイナンバーカード電子署名を不要とし、また添付書類の原本提示は不要とするなどの施策の実行を期待する。(調査士/問3・やや満足)
- ・法務省の登記システムでは、印刷がカラーで出力できないとのことで、調査報告書の画像情報をわざわざ紙に印刷して提出しているが、PDFファイルで添付しても良いようにしていただきたい。(調査士/問3・やや不満足)
- ・相続書面を全て添付情報で求められ、戸籍謄本等、今までになかったほど読取をしています。その点だけ、紙申請の方が利便性がよい。(調査士/問3・やや満足)

#### 利用時間や登記完了に関する意見

- ・基本的に満足しているが、申請した際や完了した際のメール通知にはもう少し工夫(一目で内容が分かるような工夫)をして欲しい。(司法書士/問3・満足)
- ・添付書類を郵送した場合は特にですが、オンライン申請は紙申請より完了が遅くなるため、急ぐ場合は使えない。最優先で審査してもらえ、紙申請よりオンラインで申請したほうが早いなどのメリットがあればよいのでは。(司法書士/問3・やや満足)
- ・時間外もしくは休日でも不動産・法人のオンライン登記情報を取り込める様にして欲しい。新株予約権等の算式をもっと簡単に記入できる様にして欲しい。(司法書士/問3・やや満足)
- ・登記の完了した事が分かりにくい。メール等で完了通知を送るようにして欲しい。(司法書士/問3・やや満足)
- ・本支店一括申請時、本店、支店それぞれの登記所での完了が確認できるようになると便利かと思います。(司法書士/問3・やや満足)
- ・夜に登記申請をする事が多い為、受付番号が夜に確認できると助かる。法務省が提供している申請用総合ソフトを使用しているが、連件で50件しか申請出来ないなので、改善して頂きたい。(調査士/問3・やや満足)
- ・午後5時以降の申請にやや不満が残る。午後5時以降の申請についても機械的に受付番号が発行されるシステムを希望する。また、朝8時30分以前にも申請可能な時間帯を設けてもらいたい。(調査士/問3・やや不満足)
- ・申請から完了までの進捗情報が不明なことにやや不満足(調査士/問3・やや不満足)

- ・登記完了がメールで分かる点が良い。申請後の受付のメールだけで、受付番号が分かればもっと良い。(調査士/問3・やや満足)
- ・添付書類が到着した時点での登記完了日になるので、急いでいるものは持って行った方が良いという事になる。「書面申請でも変わらないではないか」というのが、オンラインを利用してない人の言い分。例えば、オンライン申請の完了予定日を書面申請より早くする等、オンラインを優遇すれば利用率は上がると思います。(調査士/問3・満足)
- ・申請および登記完了の際に受信するメールについて、法務局と登記の目的を表示してもらいたい。同日に複数の法務局に申請したり、登記の目的が違う複数の申請をした場合は、メールだけでは判断できない。また1件の申請に対するメールの数が多すぎる。(調査士/問3・やや満足)
- ・オンライン申請システムを利用して、実施調査(法務局側)の有無と登記完了日が申請人(代理人)にわかるようにしてほしい。(調査士/問3・満足)
- ・オンライン申請の処理期間を書面申請より短くする。法務局の作業量が減るので処理期間にも差がでるのは当然かと思えます。(調査士/問3・満足)

#### 登録免許税に関する意見

- ・連件申請において、申請毎の納付ではなく、手続上、連件すべての一括納付が可能にしてほしい。(司法書士/問3・満足)
- ・一般市民がオンライン申請することは殆ど考えられない為、株式会社設立の際の電子定款が4万円の印紙が不要となる様に、登記申請でもオンライン申請すれば登録免許税が半額になる等、依頼者のとって目に見えるかたちでのメリットがある様な制度にする(司法書士/問3・やや不満足)
- ・納付方法にクレジットカード利用を追加して頂けるとより便利になる。(司法書士/問3・やや満足)
- ・電子納付の場合でも、収入印紙の再使用の様な一旦取り下げをしたときに次の申請でその取り下げでの納付が使用できる制度があると便利です。(司法書士/問3・満足)
- ・オンライン割引を復活させてほしいです。(司法書士/問3・満足)
- ・登録免許税の納付が手間。何十件も申請すると納付に一時間以上かかる。単純作業を気が遠くなるほど繰り返さざるをえない。(調査士/問3・やや満足)

#### その他

- ・登記情報提供サービスで請求した物件情報が、申請用総合ソフトにも取り込めるように改善してもらいたい(司法書士/問3・満足)
- ・補正に気付いても、補正メールをもらうまでは出来ない。バーコードのない識別情報を入力する手間が省けると良い。コピーの提供でOKとか。(司法書士/問3・やや満足)
- ・登記所からのメールに件名も表示されると外出先でも分かりやすい。(司法書士/問3・満足)
- ・社会的な前提条件が整っておらず、オンライン手続に非常になじみにくい手続だと思う。せめて、申請はオンラインで完結し、登記完了書類は当然に郵送されてくるのを待つだけというくらいにはなってほしいと思うが、利便性と登記の真正性担保の両立はなかなか難しいと思う。(司法書士/問3・満足)
- ・オンライン申請(特例)の場合、登記識別情報の通知の方法を原則登記所での交付又は送付の方法による交付にすべきであり、実体に合わせるべきと思われる。(司法書士/問3・満足)

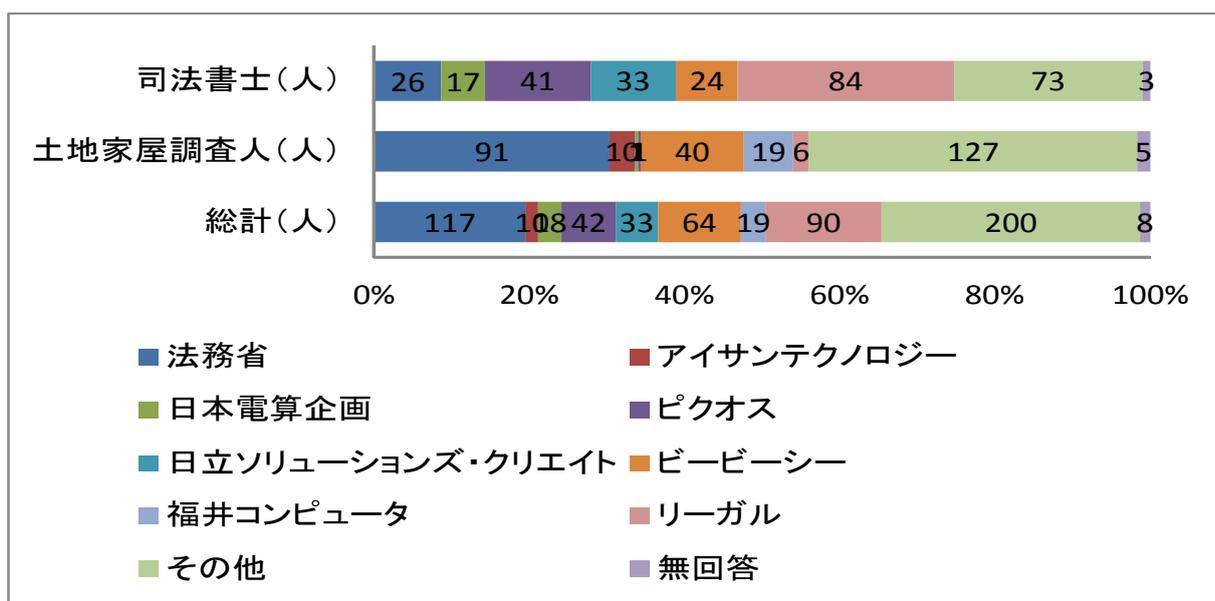
- ・ Windows のアップデートに伴い、電子署名をできない不具合が頻発したため、申請書作成に時間を要することとなった。法務省が公表している一定の作業で解消されるが、不具合が極力発生しないようにしてほしい。(司法書士／問3・満足)
- ・ 添付書類の到達を待って登記の処理をしているが紙申請とオンライン申請との差別化をし順番を早くしてほしい(調査士／問3・やや満足)
- ・ 書面申請と比べメリットは多数有り(原本のコピーが不要である点など)、しかし委任状などは持参 or 書留郵送で提出するので、オンラインで完結する申請はできません。またここが一番不満ですが、2日以内に原本提示しなければ、登記申請の処理がまったく進まないの、迅速性が損なわれていると思います。(調査士／問3・やや満足)
- ・ 便利であるが、印鑑証明書を添付しない登記申請の委任状を資格者代理人の電子署名で足りるようにしてもらいたい、法務局のオンラインシステムに接続されているプリンタをカラー、A3対応にってもらいたい。(調査士／問3・満足)
- ・ スマートフォンのアプリでも申請できないのが少し不満、申請用のアプリがあれば便利だと思う。(調査士／問3・やや不満足)
- ・ 土地家屋調査士に関してはオンラインでしか申請できないよう法改正をしてほしい。(調査士／問3・満足)
- ・ 通知が申請番号でくるが複数の申請をしている場合、どの申請かわからないので、法務局名ぐらいは通知に入れてほしい(調査士／問3・満足)
- ・ オンラインで特に問題はないと思うので、書面での申請は受け付けずオンラインのみにしてもよいと思います。(特に申請代理人)個人申請用には窓口で端末を設置することによりインターネット環境がない方へもフォローができると思います。(調査士／問3・やや満足)
- ・ 資格者(土地家屋調査士、司法書士)については、全申請をオンライン申請とする様、関係各機関に徹底してほしい。資格者の技能向上促進が図られれば、法務局の内部処理が簡素化され、登記手続きの迅速化に繋がると考えられる。(調査士／問3・やや満足)

(4) 書面によって登記申請を行う際に、どのような方法(製品)により申請書等を作成しているかについて(問4)

V30システムの本格稼働に向けて、適切な書面申請のデジタル化方策を講じる必要があるため、センター室からの要望により、今年度のアンケートから追加された質問である。

回答数を集計した結果、司法書士は株式会社リーガル社製ソフト、土地家屋調査士は法務省が提供している申請用総合ソフトを利用して書面の申請書等を作成していることが多いことが判明した。

また、「その他」の回答の内訳は、マイクロソフト社の「Word」で作成したとの回答が最も多く、エクセルや一太郎を利用しているとの回答があったほか、全てオンラインで申請しているため該当なしという回答もあった。



	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	総計
司法書士	26		17	41	33	24		84	73	3	301
土地家屋調査士	91	10	1	1		40	19	6	127	5	300
計	117	10	18	42	33	64	19	90	200	8	601
	19.4%	1.7%	3.0%	7.0%	5.5%	10.6%	3.2%	15.0%	33.3%	1.3%	

- ※ 1 : 法務省が提供している申請用総合ソフト
- 2 : アイサンテクノロジー株式会社製ソフト
- 3 : 日本電算企画株式会社製ソフト
- 4 : ピクオス株式会社製ソフト
- 5 : 株式会社日立ソリューションズ・クリエイト社製ソフト
- 6 : 株式会社ビービーシー社製ソフト
- 7 : 福井コンピュータ株式会社製ソフト
- 8 : 株式会社リーガル社製ソフト
- 9 : その他
- 10 : 無回答

## 登記手続のオンライン利用における利用者満足度に関するアンケート

### 1 目的

国の行政手続については、世界最先端IT国家創造宣言(平成28年5月20日閣議決定)及び「オンライン手続の利便性向上に向けた改善方針」(平成26年4月1日各府省情報化統括責任者連絡会議決定。以下「改善方針」という。)において、オンライン手続の利便性向上を図り、利便性の高い電子行政サービスを提供するものとされています。

当省が所管する登記手続は、改善方針において改善促進手続と位置付けられ、特に、オンライン手続の利便性向上に計画的に取り組むものとされたことから、平成26年10月、利用者の満足度を始めとした評価指標等を明記した「法務省改善取組計画」を策定したところです。

同計画については、平成27年度フォローアップを実施した上で、本年度中に改定を行う予定であるところ、引き続き、登記手続のオンライン利用に係る利用者の満足度及び意見・要望を把握し、オンライン手続の更なる利便性向上に取り組むため、手続の主な利用者である資格者代理人に対し、アンケートを実施するものです。

### 2 期間等

平成29年2月10日(金)までに、法務省民事局民事第二課宛て御提出ください。

### 3 対象

- ・全国の司法書士会からそれぞれ6人に依頼(300人)
- ・全国の土地家屋調査士会からそれぞれ6人に依頼(300人)

### 4 アンケート

以下の問をお読みいただき、水色セルに回答を御記入ください。

問1 あなたの年齢を教えてください。
1 20代 2 30代 3 40代 4 50代 5 60代以上 <input type="text"/>

問2 あなたのオンライン申請等の利用頻度(申請等件数のうちオンライン申請等の割合)を教えてください。
(1) 登記事項証明書等の交付請求
1 80%以上 2 80%未満60%以上 3 60%未満40%以上 4 40%未満20%以上
5 20%未満 <input type="text"/>
(2) 登記申請
1 80%以上 2 80%未満60%以上 3 60%未満40%以上 4 40%未満20%以上
5 20%未満 <input type="text"/>

問3 以下の制度についてどのように感じていますか。
(1) 登記情報提供サービス
インターネットを利用して、最新の登記記録を閲覧することができますが、この制度の利用のしやすさについてどのように感じていますか(手数料の点を除く。)
1 満足 2 やや満足 3 やや不満足 4 不満足 5 利用していない <input type="text"/>
上記のお答えの理由を簡潔にお書きください。
<input type="text"/>
(2) オンラインによる登記事項証明書等の交付請求
インターネットを利用して、登記所に赴くことなく登記事項証明書等の交付を請求することができますが、この制度の利用のしやすさについてどのように感じていますか(手数料の点を除く。)
1 満足 2 やや満足 3 やや不満足 4 不満足 5 利用していない <input type="text"/>
上記のお答えの理由を簡潔にお書きください。
<input type="text"/>

(3) オンラインによる登記申請

インターネットを利用して、登記所に赴くことなく登記申請を行うことができますが、この制度の利用のしやすさについてどのように感じていますか。

1 満足 2 やや満足 3 やや不満足 4 不満足 5 利用していない

上記のお答えの理由を簡潔にお書きください。

問4 オンラインではなく書面によって登記申請を行う場合に、どのような方法(製品)で申請書等を作成していますか。

- |                             |                      |
|-----------------------------|----------------------|
| 1 法務省が提供している申請用総合ソフト        | 2 アイサンテクノロジー株式会社製ソフト |
| 3 日本電算企画株式会社製ソフト            | 4 ピクオス株式会社製ソフト       |
| 5 株式会社日立ソリューションズ・クリエイト社製ソフト | 6 株式会社ビービーシー社製ソフト    |
| 7 福井コンピュータ株式会社製ソフト          | 8 株式会社リーガル社製ソフト      |
| 9 その他                       |                      |

上記で「9 その他」を選択された場合は、申請書等の作成方法(製品)を簡潔にお書きください。

問5 オンラインによる以下の制度について、より使いやすい手続にするための御意見等がありましたらお書きください。

(1) 登記情報提供サービス

(2) 不動産登記の申請

(3) 不動産登記に係る登記事項証明書等の交付請求

(4) 商業・法人登記の申請

(5) 商業・法人登記に係る登記事項証明書等の交付請求

(6) 成年後見登記に係る登記事項証明書の交付請求

## 集 計 結 果

(土地家屋調査士会)

問3 以下の制度についてどのように感じていますか。

### (1) 登記情報提供サービス

インターネットを利用して、最新の登記記録を閲覧することができますが、この制度の利用のしやすさについてどのように感じていますか(手数料の点を除く)。

	1 満足	2 やや満足	3 やや不満足	4 不満足	5 利用していない	無回答	総計
回答数	104	152	35	6	3		300

#### ①年齢別内訳

	1 満足	2 やや満足	3 やや不満足	4 不満足	5 利用していない	無回答	総計
1 20代	1						1
2 30代	12	11	6	2			31
3 40代	34	69	16	2			121
4 50代	40	48	7	2	2		99
5 60代	17	24	6		1		48
無回答							
総計	104	152	35	6	3		300

#### ②オンライン申請等の利用頻度別内訳((1)登記事項証明書等の交付請求)

	1 満足	2 やや満足	3 やや不満足	4 不満足	5 利用していない	無回答	総計
1 80%以上	81	113	22	3			219
2 80%未満60%以上	2	2	3				7
3 60%未満40%以上	2	10		1			13
4 40%未満20%以上	2	1	2	1			6
5 20%未満	17	26	8	1	3		55
無回答							
総計	104	152	35	6	3		300

#### ③オンライン申請等の利用頻度別内訳((2) 登記申請)

	1 満足	2 やや満足	3 やや不満足	4 不満足	5 利用していない	無回答	総計
1 80%以上	85	129	29	5	1		249
2 80%未満60%以上	5	2	2				9
3 60%未満40%以上	2	4					6
4 40%未満20%以上	1	1		1			3
5 20%未満	11	16	4		2		33
無回答							
総計	104	152	35	6	3		300

(2) オンラインによる登記事項証明書等の交付請求

インターネットを利用して、登記所に赴くことなく登記事項証明書等の交付を請求することができますが、この制度の利用のしやすさについてどのように感じていますか(手数料の点を除く)。

	1 満足	2 やや満足	3 やや不満足	4 不満足	5 利用していない	無回答	総計
回答数	112	96	27	9	56		300

①年齢別内訳

	1 満足	2 やや満足	3 やや不満足	4 不満足	5 利用していない	無回答	総計
1 20代	1						1
2 30代	14	8	1	1	7		31
3 40代	39	43	12	2	25		121
4 50代	33	35	10	6	15		99
5 60代	25	10	4		9		48
無回答							
総計	112	96	27	9	56		300

②オンライン申請等の利用頻度別内訳((1)登記事項証明書等の交付請求)

	1 満足	2 やや満足	3 やや不満足	4 不満足	5 利用していない	無回答	総計
1 80%以上	102	80	22	6	9		219
2 80%未満60%以上	2	5					7
3 60%未満40%以上	4	6	2	1			13
4 40%未満20%以上	1	2	1	1	1		6
5 20%未満	3	3	2	1	46		55
無回答							
総計	112	96	27	9	56		300

③オンライン申請等の利用頻度別内訳((2)登記申請)

	1 満足	2 やや満足	3 やや不満足	4 不満足	5 利用していない	無回答	総計
1 80%以上	95	84	25	8	37		249
2 80%未満60%以上	6		1		2		9
3 60%未満40%以上	1	3			2		6
4 40%未満20%以上	1	2					3
5 20%未満	9	7	1	1	15		33
無回答							
総計	112	96	27	9	56		300

(3) オンラインによる登記申請

インターネットを利用して、登記所に赴くことなく登記申請を行うことができますが、この制度の利用のしやすさについてどのように感じていますか。

	1 満足	2 やや満足	3 やや不満足	4 不満足	5 利用していない	無回答	総計
回答数	69	134	56	18	23		300

①年齢別内訳

	1 満足	2 やや満足	3 やや不満足	4 不満足	5 利用していない	無回答	総計
1 20代				1			1
2 30代	8	7	10	3	3		31
3 40代	22	58	25	7	9		121
4 50代	26	47	15	6	5		99
5 60代	13	22	6	1	6		48
無回答							
総計	69	134	56	18	23		300

②オンライン申請等の利用頻度別内訳((1)登記事項証明書等の交付請求)

	1 満足	2 やや満足	3 やや不満足	4 不満足	5 利用していない	無回答	総計
1 80%以上	49	102	45	15	8		219
2 80%未満60%以上	1	4	2				7
3 60%未満40%以上	2	8	1	1	1		13
4 40%未満20%以上	1	3	1	1			6
5 20%未満	16	17	7	1	14		55
無回答							
総計	69	134	56	18	23		300

③オンライン申請等の利用頻度別内訳((2)登記申請)

	1 満足	2 やや満足	3 やや不満足	4 不満足	5 利用していない	無回答	総計
1 80%以上	65	123	47	14			249
2 80%未満60%以上	2	3	3	1			9
3 60%未満40%以上		3	2	1			6
4 40%未満20%以上	1	1	1				3
5 20%未満	1	4	3	2	23		33
無回答							
総計	69	134	56	18	23		300

## 集 計 結 果

(土地家屋調査士会)

問4 オンラインではなく書面によって登記申請を行う場合に、どのような方法(製品)で申請書等を作成していますか。

- |                             |                      |
|-----------------------------|----------------------|
| 1 法務省が提供している申請用総合ソフト        | 2 アイサンテクノロジー株式会社製ソフト |
| 3 日本電算企画株式会社製ソフト            | 4 ピクオス株式会社製ソフト       |
| 5 株式会社日立ソリューションズ・クリエイト社製ソフト | 6 株式会社ビービーシー社製ソフト    |
| 7 福井コンピュータ株式会社製ソフト          | 8 株式会社リーガル社製ソフト      |
|                             | 9 その他                |

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	無回答	総計
回答数	91	10	1	1		40	19	6	127	5	300

### ①年齢別内訳

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	無回答	総計
1 20代	1										1
2 30代	9	2	1			4	3		12		31
3 40代	39	4		1		23	7	2	45		121
4 50代	31	3				11	6	4	43	1	99
5 60代	11	1				2	3		27	4	48
無回答											
総計	91	10	1	1		40	19	6	127	5	300

### ②オンライン申請等の利用頻度別内訳((1)登記事項証明書等の交付請求)

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	無回答	総計
1 80%以上	65	8	1	1		32	11	4	93	4	219
2 80%未満60%以上	5					1			1		7
3 60%未満40%以上	2					1	2		8		13
4 40%未満20%以上	4								2		6
5 20%未満	15	2				6	6	2	23	1	55
無回答											
総計	91	10	1	1		40	19	6	127	5	300

### ③オンライン申請等の利用頻度別内訳((2) 登記申請)

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	無回答	総計
1 80%以上	83	6	1	1		35	13	6	100	4	249
2 80%未満60%以上	3					2			4		9
3 60%未満40%以上	2								4		6
4 40%未満20%以上							1		2		3
5 20%未満	3	4				3	5		17	1	33
無回答											
総計	91	10	1	1		40	19	6	127	5	300